

## 管理料の使用用途

お納めいただいた管理料は、真駒内滝野霊園の道路・墓参路・公園・街路樹などの維持管理ならびに清掃・環境の整備など、霊園管理に要する共益費費用として大切に使用させていただきます。

### ◆管理料の使用用途（一例）

- 園内側溝および園路の清掃
- 森林管理
- 施設内ごみ回収廃棄（供物・供花の収集廃棄など）
- 附帯施設清掃管理（トイレ清掃・水汲場など）
- ごみカゴの衛生管理
- 緊急維持管理（台風・大雨等による緊急対応など）
- 園内の樹木・花壇管理
- 園内の除雪・排雪・圧雪
- 園内緑地管理
- 附帯施設および園路の改修



### 1年毎に管理料を納める場合

管理料を1ヵ年分 毎年納付する場合、下記のお支払い方法がございます。

- ① 銀行口座振替（推奨）  
※手続きには指定金融機関名・支店名・口座番号（ゆうちょ銀行の場合は通帳番号）・金融機関お届け印が必要です。
- ② 銀行振込み
- ③ 真駒内滝野霊園窓口にてお支払い

※他の管理料制度から1年毎に管理料を納付する方法へ切替する際は、必要書類がございます。詳しくはお問合せください。  
※供養墓・SG（さくらガーデン）をご利用の方は切替することができません。

### 前納管理料制度

管理料を数年分先払い納付する方法です。前納管理料制度をご利用の場合は所定の手続きのうえ、銀行振込みか真駒内滝野霊園窓口にてお支払いください。なお、前納管理料の最大受付期間は33年となります。延長申請に関しては期間終了予定1年前～2ヵ月前までとします。期間終了後は、改めて納付いただく必要がございます。

必要書類：墓所使用許可証・管理料制度等 申込書・認印

	2㎡	3㎡	LG・3.3㎡・4㎡	6㎡	8㎡	10㎡	16㎡	20㎡
年間	3,240円	4,860円	6,480円	9,720円	12,960円	16,200円	25,920円	32,400円
前納 7年	22,680円	34,020円	45,360円	68,040円	90,720円	113,400円	181,440円	226,800円
前納 13年	42,120円	63,180円	84,240円	126,360円	168,480円	210,600円	336,960円	421,200円
前納 17年	55,080円	82,620円	110,160円	165,240円	220,320円	275,400円	440,640円	550,800円
前納 33年	106,920円	160,380円	213,840円	320,760円	427,680円	534,600円	855,360円	1,069,200円

消費税8%表記

※墓所使用許可証と永代使用許可証は同一のもので、発行年度によって名称が異なります。  
※新規に墓所の使用をお申込みされる方は、上記必要書類は不要です。  
※供養墓・SG（さくらガーデン）をご利用の方は前納管理料制度に切替することができません。

# 真駒内滝野霊園の管理料について

管理料は、霊園内の道路・墓参路・公園・街路樹などの維持管理ならびに清掃・環境の整備など、霊園管理に要する費用であり、マンションという共益費です。真駒内滝野霊園では、厚生労働省が通知している『墓地経営・管理の指針等について』に沿って、墓所使用期限を明確化し、各種の管理料制度を導入しております。

## 管理料お支払い方法について

### ●1年毎の支払い（②管理料継続制）

管理料を墓所使用申込み時から1ヵ年分を毎年先払い納付する方法です。お支払い方法として、銀行口座振替などがございます。

### ●前納管理料制度（②管理料継続制）

管理料を7年・13年・17年・33年を選択し、その年数分をまとめて先払い納付する方法です。期間終了後は、改めて納付いただく必要がございます。

### ●管理料一括制度『<sup>くおん</sup>久遠』（①無期限制）

管理料を一括で支払う方法です。所定の手続きが完了次第、以後の管理料は発生しません。

### ●有期限制度『むすび』（④有期限更新制）

墓所権利者などの申し出により、指定の期間終了後は霊園が永代供養墓へ改葬し、祭祀を行う制度です。期間は7年・13年・17年・33年から選択できます。また、有期限の期間は管理料を追加納付することで延長が可能であり、これにより、永続的にお墓を使用することができます。

厚生省生活衛生局長通知『墓地経営・管理の指針等について』より、一部抜粋（生衛発第1764号）

### 《墓所使用期限に関する規定》

- 使用期限に関する規定が明確であり、利用者に十分説明が行われるものであること。使用期間は、利用者が得る権利がいつまで継続するかという重要な事項であり、これを明らかにし、利用者に十分説明を行い、納得した上で契約が行われるようにすることが必要である。
- ① 無 期 限 制 … 使用期限の定めのないもの。
- ② 管理料継続制 … 使用期限の定めはないが、管理料が支払われる間は権利が継続し、支払われなくなって例えば3年経過した場合は、使用権が消滅し、納骨堂や合葬墓に改葬するなどの定めがあるもの。
- ③ 有 期 限 制 … 30年などの長期の使用期限の定めがあり、使用期限経過後は納骨堂や合葬墓に改葬するなどの定めがあるもの。
- ④ 有期限更新制 … ③に加え、使用期限経過後は、利用者が明らかで、管理料が納められている場合には、利用者の申し出があれば、必ず更新するという条件を付けたもの。

※各管理料制度をご検討の場合は、管理事務所までお問合せください。 TEL:011-592-1223

